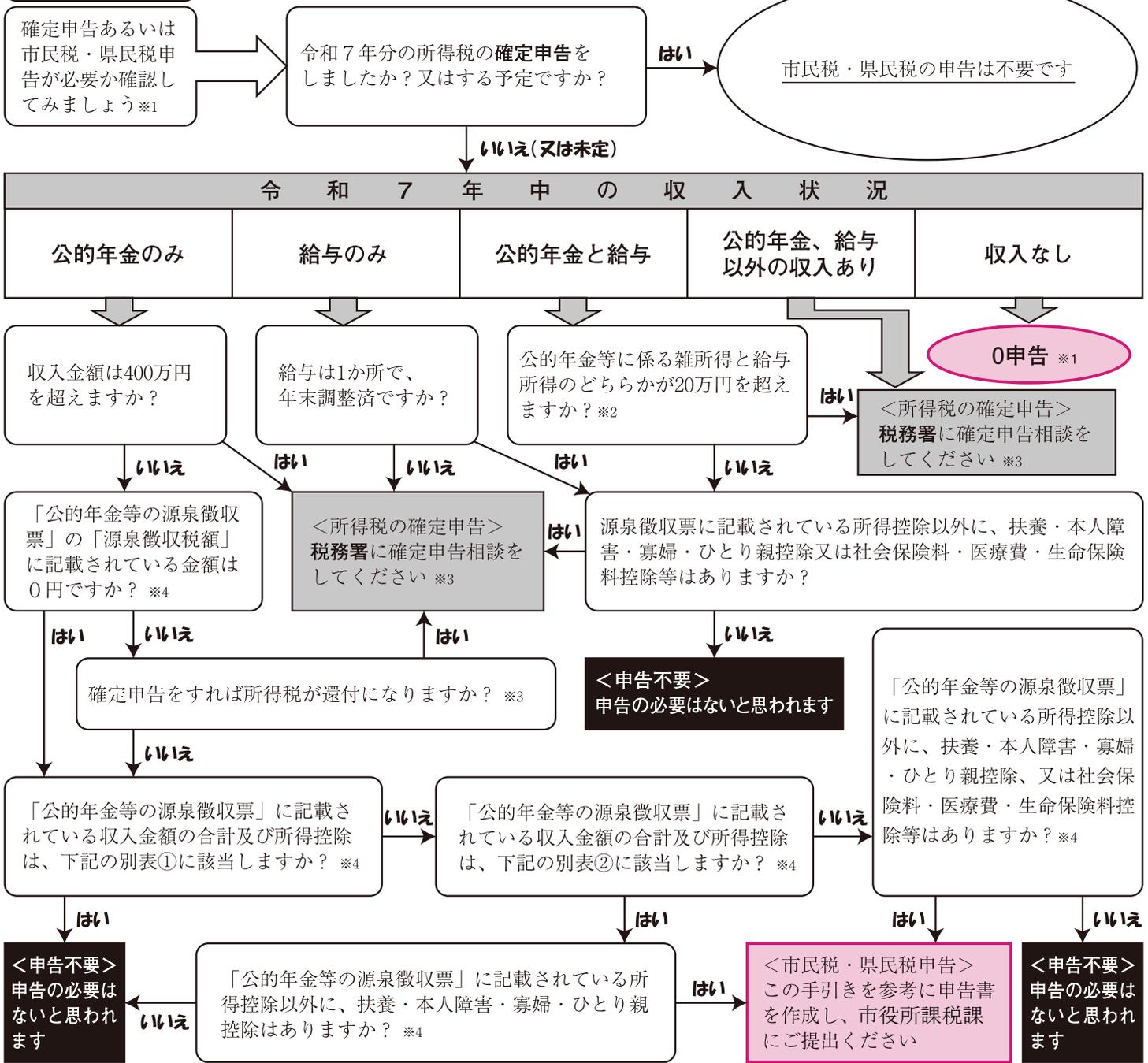


# 令和8年度分 市民税・県民税申告書の手引き <小牧市>

## ここからスタート



<別表①>

「公的年金等の源泉徴収票」記載の控除内容	65歳以上 (昭和36年1月1日以前生) 年金収入金額合計	65歳未満 (昭和36年1月2日以降生) 年金収入金額合計
扶養親族等なし	148万円以下	98万円以下
扶養親族1人	192万8千円以下	147万667円以下
扶養親族2人	220万8千円以下	184万4,001円以下
本人障害あり	245万円以下	216万6,667円以下
ひとり親・寡婦	245万円以下	216万6,667円以下

<別表②>

「公的年金等の源泉徴収票」記載の控除内容	65歳以上 (昭和36年1月1日以前生) 年金収入金額合計	65歳未満 (昭和36年1月2日以降生) 年金収入金額合計
扶養親族等なし	155万166円以下	105万166円以下
扶養親族1人	222万166円以下	186万222円以下
扶養親族2人	257万166円以下	232万6,889円以下

※別表①②に関して、扶養人数が3人以上である場合は課税課まで別途お問い合わせください

※1 令和7年中の収入がなかった方や、遺族年金・障害年金のみの方は申告する義務はありませんが、国民健康保険税の算定や証明発行時などに必要になる可能性がありますので、市民税・県民税申告されることをお勧めします。(6ページ②参照)

※2 その給与、公的年金等の全額が源泉徴収の対象となる場合に限り。詳しくは税務署にお問い合わせください。

※3 所得税額の計算、確定申告の要・不要等、詳しくは税務署にお問い合わせください。ただし、確定申告が不要な場合でも、給与所得・公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されていない控除がある場合は、市民税・県民税申告をしてください。小牧税務署 TEL:0568-72-2111 (音声案内に従ってください)

※4 6ページ⑦に「公的年金等の源泉徴収票」の見方や、その他よくあるご質問への回答を記載しておりますので、ご確認ください。

(宛先)	現住所	小牧市堀の内三丁目1番地				業種又は職業												
愛知県小牧市長	1月1日現在の住所	同上				電話番号	0568-76-1182											
提出年月日	フリガナ	コマキ タロウ				個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
年 月 日	氏名	小牧 太郎					生年月日	明・大・令	36・1・1			世帯主の氏名	小牧 太郎		続柄	本人		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料		
	国民健康保険	210,000 円		
生命保険料控除	新生命保険料の計	20,000 円	旧生命保険料の計 30,000 円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計 120,000 円	
	介護医療保険料の計	70,000 円		
地震保険料控除	地震保険料の計	22,000 円	旧長期損害保険料の計 16,000 円	
	⑰ 寡婦・ひとり親控除 ⑱ 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		
障害者控除	フリガナ氏名	コマキ カスロウ 小牧 和郎	障害の程度	身体2 級度
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		
配偶者特別控除	フリガナ氏名	コマキ ハナコ 小牧 花子	生年月日	明・大・令 35・1・2
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	配偶者の合計所得金額	110,000 円
扶養控除・特定親族特別控除	フリガナ氏名	コマキ カスロウ 小牧 和郎	生年月日	明・大・令 63・2・5
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄	子
			控除額	33 万円
	フリガナ氏名		生年月日	明・大・令
	個人番号		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	フリガナ氏名		生年月日	明・大・令
	個人番号		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	フリガナ氏名		生年月日	明・大・令
	個人番号		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名	生年月日	明・大・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号					
	フリガナ氏名	生年月日	明・大・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号					
	フリガナ氏名	生年月日	明・大・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号					

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	310,000 円	68,000 円	

収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	850,000
		公的年金等	キ	2,480,600
		雑業	ク	
		その他	ケ	
		総合譲渡	短期	コ
			長期	サ
			一時	シ
所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	100,000
		公的年金等	⑦	1,380,600
		雑業	⑧	
		その他	⑨	
		合計	⑩	1,380,600
		総合譲渡・一時	⑪	
		合計	⑫	1,480,600
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	210,000	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	21,000	
	寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生控除	⑲～⑳	530,000	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330,000	
	扶養控除	㉓	330,000	
	特定親族特別控除	㉔		
	基礎控除	㉕	430,000	
	⑬から㉕までの計	㉖	1,921,000	
	雑損控除	㉗		
医療費控除	㉘	167,970		
合計	㉙	2,088,970		

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法

- 給与から差し引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

※所得控除の額のうち⑬～㉕の控除については、年末調整で適用を受けた所得控除と同じ場合には、内訳の記載は不要です。(㉖に合計額を記入してください)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

所得金額

①営業等	販売・飲食・製造・修理・サービス業などの営業、医師・弁護士・作家・外交員・大工などの自由業、漁業（農業を除きます。）などの事業から生ずる所得です。必要経費は商品の原価・租税公課・雇人費・地代家賃・減価償却費などです。
②農業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得です。必要経費は種苗代、肥料代、家畜の飼料代などです。
③不動産	地代・家賃・土地や家屋の権利金などによる所得です。必要経費は損害保険料・修繕費・固定資産税・減価償却費・管理費などです。
④利子	預貯金の利子及び金銭信託の収益の分配金です。（一般的に、利子所得は源泉分離課税ですから申告の必要はありません。）
⑤配当(株式等)	株式（出資）の配当、剰余金の分配等による所得です。上場株式等の配当等は、総合課税の他、申告不要又は申告分離課税を選択できます。 <b>令和6年度以降は、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。これらを所得税で申告した場合、住民税でも課税されます。</b> なお、非上場株式等の配当等は、少額でも申告が必要です。

⑥給与	給料・賃金・賞与及び事業専従者給与などの所得です。 給与所得の計算は右記の表のとおりです。 ○申告相談の際は源泉徴収票をお持ちください。（郵送提出の場合、添付義務はありませんが住民税を正確に算定するためにできる限り添付してください。）  ※表の計算中の(A)は (給与収入金額÷4)×( )内は千円未満の端数切捨てです。  例：給与収入金額 2,567,640円の場合 2,567,640円÷4=641,910⇒641,000 (千円未満の端数切捨て) 641,000×2.8-80,000=1,714,800円→給与所得1,714,800円  ※令和8年度分より給与所得の計算式が変更されています。	給与所得の計算式	
		給与収入金額	給与所得金額
		～650,999円	0円
		651,000～1,900,000円	給与収入-650,000円
		1,900,001～3,599,999円	(A)×2.8-80,000円
		3,600,000～6,599,999円	(A)×3.2-440,000円
		6,600,000～8,499,999円	給与収入×0.9-1,100,000円
		8,500,000円～	給与収入-1,950,000円

☆所得金額調整控除	次の1・2に該当する場合は、所得金額調整控除が適用されます。 1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合 【適用対象者】 ア 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 イ 本人が特別障害者である者 ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ※上記ア、イ、ウに該当する場合は、対象者を申告書表面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。 【控除額】 (給与収入金額(限度額:1,000万円)-850万円)×10%【最大15万円】 2. 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合 【適用対象者】 給与所得の金額及び公的年金に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者 【控除額】 給与所得の金額(10万円を限度)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)-10万円 ※①1・2のどちらの場合においても、給与所得の金額から控除する。 ※②1・2どちらも該当する場合は、1を適用した後の金額から2を控除する。
-----------	---

⑩雑(⑦+⑧+⑨)	⑦公的年金等 厚生年金、国民年金、恩給などの所得で、その所得金額の計算は下記のとおりです。なお、遺族年金、障害年金、福祉年金等は所得に含まれません。 ⑧業務 原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬などの副収入による所得です。(事業所得又は山林所得と認められる所得を除く。) ⑨その他 他のいずれにも該当しない所得です。私的年金(個人年金、互助年金等)、暗号資産取引などによる所得です。
-----------	---

公的年金等に係る雑所得の計算式				
受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和36年1月2日以後に生まれた人)	40万円以下	0円	0円	0円
	50万円以下			
	60万円以下			
	60万円超 130万円以下	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
	130万円超 410万円以下	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
	410万円超 770万円以下	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に生まれた人)	1,000万円超	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
	90万円以下	0円	0円	0円
	100万円以下			
	110万円以下			
	110万円超 330万円以下	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
	330万円超 410万円以下	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
	410万円超 770万円以下	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円	
1,000万円超	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円	

⑪総合譲渡	土地・建物等以外の機械・器具・備品などの資産を譲渡して得た所得です。特別控除額は最高50万円です。
一時	生命保険金、懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金などの一時的な所得です。特別控除額は最高50万円です。

分離短期・長期譲渡所得、株式等の譲渡所得等(源泉口座以外)、山林所得、先物取引所得、退職所得のある人は、この申告書に加えて「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」を使用します。

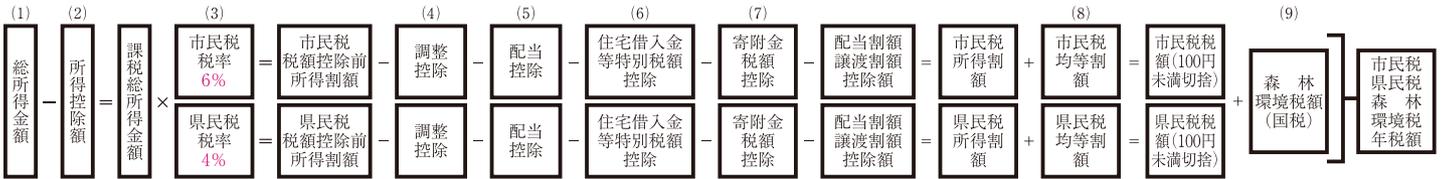
事業専従者(申告書裏面11)	あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上(前年12月31日現在)の親族が前年中に6か月を超える期間事業に専ら従事している場合は、その事業専従者1人につき、次の①と②のいずれか少ない方の金額を「事業専従者控除」欄に記入してください。 ①イ. 配偶者である事業専従者 860,000円 ロ. 配偶者以外の事業専従者 500,000円 ② (事業に係る所得の金額)÷(事業専従者+1)
----------------	--

所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除	前年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族のために、支払った健康保険・厚生年金・介護保険料・国民年金保険料・国民健康保険税などの金額です。 ○国民年金保険料の支払をした旨を証する書類を添付又は提示してください。																								
⑭小規模企業共済等掛金控除	前年中に、支払った小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人年金型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金です。 ○証明書を添付又は提示してください。																								
⑮生命保険料控除	前年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約などに基づき保険料や掛金を支払った場合に控除されます。																								
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）</th> <th colspan="2">旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）</th> </tr> <tr> <td>支払った保険料の金額</td> <td>生命保険料控除額</td> <td>支払った保険料の金額</td> <td>生命保険料控除額</td> </tr> <tr> <td>～12,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>～15,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円～</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）		旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）		支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	～12,000円	支払保険料の全額	～15,000円	支払保険料の全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円
	新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）		旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）																						
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額																					
	～12,000円	支払保険料の全額	～15,000円	支払保険料の全額																					
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																					
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																						
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円																						
・一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） ・一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）※ただし、旧契約のみの控除額が28,000円を超える場合は、有利となる旧契約のみの控除額となります。 ○証明書を添付又は提示してください。 ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等で年間保険料が9,000円以下のものは添付する必要がありません。																									
⑯地震保険料控除																									
前年中に地震保険契約や長期損害保険契約（平成18年末までに締結した保険料に限る。）に基づき保険料や掛金を支払った場合に控除されます。																									
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">①旧長期損害保険料</th> <th colspan="2">②地震保険料</th> </tr> <tr> <td>支払った保険料の金額</td> <td>旧長期損害保険料の控除額</td> <td>支払った保険料の金額</td> <td>地震保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td>～5,000円</td> <td>全額</td> <td>～50,000円</td> <td>支払金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払金額×1/2+2,500円</td> <td>50,001円～</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> <td>控除限度額（①+②）</td> <td>25,000円</td> </tr> </table>				①旧長期損害保険料		②地震保険料		支払った保険料の金額	旧長期損害保険料の控除額	支払った保険料の金額	地震保険料の控除額	～5,000円	全額	～50,000円	支払金額×1/2	5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円	50,001円～	25,000円	15,001円～	10,000円	控除限度額（①+②）	25,000円		
①旧長期損害保険料		②地震保険料																							
支払った保険料の金額	旧長期損害保険料の控除額	支払った保険料の金額	地震保険料の控除額																						
～5,000円	全額	～50,000円	支払金額×1/2																						
5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円	50,001円～	25,000円																						
15,001円～	10,000円	控除限度額（①+②）	25,000円																						
※1 短期損害保険契約に基づき支払った保険料（掛金）は、対象外となります。 ※2 一契約に地震と旧長期損害保険契約がある場合は、どちらか選択になります。 ○証明書を添付又は提示してください。																									
⑰～⑳の控除額は、5ページ「市民税・県民税の計算方法」の控除額一覧表を参考にしてください。																									
㉑寡婦控除	(1)夫と離婚後再婚していない人で子以外の扶養親族があり、前年中の合計所得金額が500万円以下の人の控除です。 (2)夫と死別後再婚していない人や夫が生死不明等の人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人の控除です。																								
㉒ひとり親控除	前年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる単身者（婚姻歴の有無や性別は問いません。）で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人の控除です。																								
㉓勤労学生控除	学生や生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の人の控除です。 ○各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、その学校や法人から交付される証明書を添付又は提示してください。																								
㉔障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合の控除です。 普通障害者：身体障害者手帳3級以下、療育手帳B・C判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級、及び要介護認定を受けている人の中で、普通障害者として「障害者控除対象者認定書」が交付された人等です。 特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級、及び要介護認定を受けている人の中で、特別障害者として「障害者控除対象者認定書」が交付された人等です。※特別障害者に該当する場合は、氏名を○で囲んでください。 同居特別障害者：同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている人です。																								
㉕配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者及び内縁関係を除く。）で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人（＝同一生計配偶者）がいるとき、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合に受けられる控除です。 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超えるときは、同一生計配偶者の□にレを入れてください。（配偶者控除対象外ですが、障害者控除等は対象になります。）																								
㉖配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者及び内縁関係を除く。）で、前年中の合計所得金額が58万円超から133万円以下の人がいるとき、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合に受けられる控除です。																								
㉗扶養控除	あなたと生計を一にする親族等（配偶者、事業専従者を除く。）のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下の人（＝扶養親族）がいる場合に受けられる控除です。 特定扶養親族……………平成15年1月2日以降平成19年1月1日以前に生まれた人 老人扶養親族……………昭和31年1月1日以前に生まれた人 同居老親等……………老人扶養親族のうち、あなた、もしくは配偶者の直系尊属で同居をしている人 16歳未満の扶養親族……………平成22年1月2日以降に生まれた人※16歳未満の扶養親族は扶養控除対象外ですが、障害者控除等は対象になります。																								
㉘特定親族特別控除	あなたと生計を一にする平成15年1月2日以降平成19年1月1日以前生まれの親族等（配偶者、事業専従者を除く）で、前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の人がいる場合に受けられる控除です。※特親欄に「○」を記入してください。 ※令和8年度分から新設された控除です。																								
㉙基礎控除	5ページ参照																								
㉚雑損控除	前年中に、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族で前年中の総所得金額等が58万円以下の人が災害や盗難・横領にあった場合に控除されます。 ①（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等の合計額の10%） ②災害関連支出の金額－5万円 ※控除額は①と②のいずれか多い方の金額 ○これを証明する証明書を添付又は提示してください。																								
㉛医療費控除	前年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族のために、医療費を支払った場合に控除される金額です。（最高200万円） 支払った医療費－保険金等で補てんされる金額－（「所得の合計額の5%」と「10万円」のいずれか少ない方の金額） ○医療費の額、診療を受けた人・医療機関等を記載した医療費控除の明細書を添付してください。 ○医療費控除の特例：前年中に、あなたが一定の健康増進及び疾病の予防の取組を行い、かつ、あなたやあなたと生計を一にする親族のために特定一般用医薬品を購入したときは、次の金額の控除を受けることができます。ただし、上記医療費控除と重複して控除を受けることはできません。 特定一般用医薬品の購入費－保険金等で補てんされる金額－12,000円（最高88,000円） ○明細書を添付し、一定の取組を行ったことを証明する書類を添付又は提示してください。																								

# 市民税・県民税の計算方法

控除額等は、地方税法等の改正により、変更される場合があります。



(1) 総所得金額…所得税法などの規定によって計算された金額 (3) 市民税・県民税所得割(総合課税分)の税率は市民税6%、県民税4%です。

(2) 所得控除額…総所得金額から差し引かれる金額  
 ※雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除は4ページを参考にしてください。

### 控除額一覧表

控除の種類	年齢等要件	控除額
<b>基礎控除(ア)</b>		
一般の控除対象配偶者		右表①参照
老人控除対象配偶者		右表②参照
<b>扶養控除(ウ)</b>		
一般の扶養親族		33万円
特定扶養親族		右表③参照
老人扶 同居老親等以外		38万円
養親族 同居老親等		45万円
16歳未満の扶養親族		平成22年1月2日以後生 0円
<b>障害者控除(エ)</b>		
普通障害者		4ページ⑳参照 26万円
特別障害者		4ページ㉑参照 30万円
同居特別障害者		4ページ㉒参照 53万円
寡婦控除(オ)		4ページ㉓参照 26万円
ひとり親控除(カ)		4ページ㉔参照 30万円
勤労学生控除(キ)		4ページ㉕参照 26万円

### 基礎控除(ア)

① 合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用外

② 配偶者控除	納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		控除額		
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者の合計所得金額		33万円	22万円	11万円
③ 配偶者特別控除額(イ)	58万円超100万円以下	31万円	21万円	11万円
	100万円超105万円以下	26万円	18万円	9万円
	105万円超110万円以下	21万円	14万円	7万円
	110万円超115万円以下	16万円	11万円	6万円
	115万円超120万円以下	11万円	8万円	4万円
	120万円超125万円以下	6万円	4万円	2万円
	125万円超130万円以下	3万円	2万円	1万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	適用外			

④ 特定親族特別控除額(エ)	扶養控除(特定扶養親族)		控除額
	特定親族の合計所得金額		45万円
⑤ 特定親族特別控除額(エ)	58万円超95万円以下	45万円	
	95万円超100万円以下	41万円	
	100万円超105万円以下	31万円	
	105万円超110万円以下	21万円	
	110万円超115万円以下	11万円	
	115万円超120万円以下	6万円	
120万円超123万円以下	3万円		

(注) 所得控除のうち、イからケまでの控除の判定は、令和7年12月31日の現況によります。ただしイウエクについては年の途中で死亡された人も含まれます。その場合は死亡時の現況によります。

### (4) 調整控除

合計課税所得金額	控除基準額
200万円以下	①と②のいずれか小さい額の5% ①所得税との人的控除額の差(下表参照)の合計 ②合計課税所得金額
200万円超	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% ①所得税との人的控除額の差(下表参照)の合計 ②合計課税所得金額-200万円

※1表中「5%」の内訳は、市民税3%、県民税2%です。  
 ※2合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外です。

### ◎差額表

控除の種類	差額	
合計課税所得金額		
基礎控除	5万円	
扶養控除	一般の扶養親族	5万円
	特定扶養親族	18万円
	老人扶 同居老親等以外	10万円
	養親族 同居老親等	13万円
障害者控除	普通障害者	1万円
	特別障害者	10万円
ひとり親控除	母	5万円
	父	1万円
寡婦控除	1万円	
勤労学生控除	1万円	
配偶者控除	納税者本人の合計所得金額	900万円以下 5万円
	一般	900万円超 950万円以下 4万円
	老人	950万円超 1,000万円以下 2万円
	老人	10万円 6万円 3万円

### (5) 配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当金		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### (6) 住宅借入金等特別税額控除

前年中の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%に相当する金額(97,500円限度)を超える場合には、当該金額)に右欄の割合を乗じた金額 ただし、平成26年4月から令和3年12月末日までに入居した方のうち、住宅の取得等に係る消費税率が8%又は10%であった方、または令和4年中に入居した「特別特例取得」に該当する方は、「5%」を「7%」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	市民税 3/5 県民税 2/5
--	--------------------

※「特別特例取得」とは、消費税率10%が適用となる住宅の取得等で、注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末日まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末日までに契約が締結されているものをいいます。

### (7) 寄附金税額控除

①基本控除額 地方公共団体又は愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、住民の福祉増進に寄与する寄附金として県若しくは市条例で定める団体等への寄附金のうち、2,000円を超える部分について税額から控除。 ※上限…総所得金額等の30%	基本控除額 = (寄附金額-2,000円) × 10% (市…6%、県…4%)
②特例控除額(都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の控除加算額) 前年中に支出した上記の地方公共団体への寄附金のうち、2,000円を超える部分について①に加算し、税額から控除。 ※上限…住民税所得割額の20%	特例控除額 = (寄附金額-2,000円) × (90%-所得税の限界税率 × 1.021)

### 配当割額・譲渡割額控除

所得税の確定申告において株式配当や株式譲渡所得を申告する場合は、配当を受け除や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割又は株式等譲渡所得割が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

### (8) 均等割額

市民税	3,000円	県民税	1,500円
-----	--------	-----	--------

### (9) 森林環境税額

森林環境税	1,000円
-------	--------

※令和6年度からは、森林環境税(国税)が均等割と併せて1人年額1,000円課税されています。

# 市民税・県民税申告についてよくある質問

## ①収入と所得の違いは何ですか？

→「収入」とは、自営業の方や不動産をお持ちの方は、売上金額や家賃収入金額のことで、給与や公的年金の支払いを受けている方は、源泉徴収税額（所得税など）や社会保険料などを差し引く前の総支給額のことで、給与に含まれる交通費は原則として収入金額に含みません。

「所得」とは、自営業の方や不動産をお持ちの方は、収入金額から必要経費を差し引いた額のことで、給与や公的年金の支払いを受けている方は、3ページに記載されている方法により算出した金額のことで、

## ②昨年は収入がありませんでしたが、申告の必要はありますか？

→令和7年中の収入がなかった方や、遺族年金・障害年金のみの方は申告する義務はありません。ただし、国民健康保険税の算定や証明発行時などに必要になる可能性がありますので、申告されることをお勧めします。

〈記載方法（例）〉			
表面			
額	雑	その他	⑨
	合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩
	総合譲渡・一時		⑪
合計		⑫	0
4所	社会保険料控除		⑬
	小規模企業		⑭
	共済等掛金控除		⑮

裏面	
16 所得のなかった人の記載欄	
<input checked="" type="checkbox"/> あなたを扶養している人の氏名、続柄	
氏名	堀内和郎
あなたとの続柄	父
<input type="checkbox"/> 遺族年金	<input type="checkbox"/> 障害年金
<input type="checkbox"/> 生活保護	<input type="checkbox"/> 失業中
<input checked="" type="checkbox"/> その他（生活費の入手先等を記入してください。）	<input type="checkbox"/> 病気療養中
	<input type="checkbox"/> 学生
（ 預貯金で生活している。 ）	

## ③昨年の公的年金収入が400万円以下で、かつその他の所得も20万円以下の者です。税務署への確定申告書提出は不要とありますが、市民税・県民税申告の必要はありますか？

→所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、市民税・県民税において、「公的年金等の源泉徴収票」、「給与所得の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除、配偶者控除など）以外の各種控除（医療費控除や生命保険料控除など）がある場合は、市民税・県民税申告をすることにより、市民税・県民税額が減額となる場合があります。また、各種控除がない場合でも、給与所得・公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合は申告が必要です。

## ④扶養している妻（又は夫）の公的年金から介護保険料等の社会保険料が天引き（特別徴収）されている場合、妻（又は夫）の介護保険料等の天引き分についても私の社会保険料に加えて社会保険料控除の適用を受けることができますか？

→介護保険料等の社会保険料が配偶者の公的年金から天引き（特別徴収）されている場合、その社会保険料を支払ったのは配偶者ご本人となります。したがって、申告者ご自身で支払った社会保険料ではないため、社会保険料控除の適用を受けることはできません。

## ⑤医療費控除の申告に領収書は必要ですか？

→令和3年度の申告からは医療費控除を申告する際に、領収書ではなく**明細書の添付が必要になりました**。ご自身で各領収書を確認して明細書を作成して添付してください。ただし、明細書の記入内容確認のため、医療費領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書の原本をご自宅等で5年間保管してください。

## ⑥感染症予防のためにマスクを購入しましたが、この購入費用は申告において医療費控除の対象となりますか？

→マスクや消毒液など感染予防を目的としているものは、医療費控除の対象となりません。

※医療費控除の対象となる医療費は、医師等による診療や治療のために支払った費用、治療や療養に必要な医薬品の購入費用などとされています。

## ⑦申告書を作成するときに、「公的年金等の源泉徴収票」のどこを見て書けば良いですか？

図：公的年金等の源泉徴収票（イメージ）

支払いを受ける者	住所		生年月日
	フリガナ	氏名	
区分		支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円	円
所得税法第203条の3第7号適用分		円	円
本人		源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦
一般	老人	特別	老人
その他	その他	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数
特別	その他	特別	その他
特別	その他	特別	その他
特別	その他	特別	その他
社会保険料の額		円	

→上記の図を参考にしてください。

- 収入金額……………上記図①の合計
- 源泉徴収税額（所得税額）……………上記図②の合計※市民税・県民税申告書に記載欄はありません。
- 本人障害・寡婦・ひとり親……………上記図③に○があるかどうか
- 扶養控除の有無（扶養親族の数）……………上記図④の対応する数字
- 社会保険料支払金額（年金から天引きされている社会保険料）…上記図⑤の額

# 令和8年度の市民税・県民税申告書の提出について

例年通り申告会場も設ける予定ですが、窓口混雑緩和のためできる限り郵送での提出にご理解とご協力をお願いいたします。

## 1. 郵送での提出に関して

「市民税・県民税申告書の手引き」を参考に申告書を作成し、添付台紙(ピンク色)に必要書類を添付してご郵送ください。

〈申告に必要な書類〉

### ○昨年の所得がわかる書類

「公的年金等の源泉徴収票」など、前年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)の所得内容が記載されたもの。

※添付(提出)義務はありませんが、住民税を正確に算定するために、できる限り添付してください。

### ○各所得控除に必要な書類

- ・社会保険料控除・・・国民健康保険、国民年金・介護保険料等の支払金額がわかるもの
- ・生命保険料控除・・・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除・・・地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
- ・寄附金税額控除・・・寄付先から交付された寄附金受領証明書又は指定行事証明書及び払戻請求権放棄証明書
- ・**医療費控除**・・・医療費の額などの定められた事項の記載がある**明細書**(医療機関の窓口で交付される「診療報酬明細書」のことではありません。)

※**明細書の添付がない場合は、医療費控除を受けることができません**ので明細書の作成、添付をお忘れないようにお願いいたします

明細書の作成に関して、明細書の用紙は市役所課税課窓口等にもご用意しておりますが、欄が足りない場合はコピーしていただくか、**必要事項**が記載されていれば白紙の用紙に書いていただいても構いません。(明細書の記入内容確認のため、医療費領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書の原本をご自宅等で5年間保管してください。)

※必要事項→医療を受けた人の氏名、支払先の医療機関名、各医療機関ごとの支払額の年額、(あれば補てん額)、年間合計額

例:小牧太郎 小牧市民病院 支払額 31,000 円 補てん額 5,000 円

小牧花子 小牧市民病院 支払額 50,000 円 合計 76,000 円

### ○本人確認書類(申告者の個人番号と身元確認ができる書類)※添付台紙(ピンク色)も参考にしてください。

〈マイナンバーカードをお持ちの方〉

個人番号カード(顔写真入りマイナンバーカード)表面及び裏面の写し

〈マイナンバーカードをお持ちでない方〉

個人番号通知カード(※)又は住民票の写し(個人番号記載されたもの)若しくは住民票記載事項証明書(個人番号の記載されたもの)及び身元確認書類(運転免許証等)

(※)個人番号通知カードは、記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限りお使いいただけます。

## 2. 電子申告での提出に関して

マイナンバーカードをお持ちの方は、令和8年度分の申告からスマートフォン、パソコンを利用して電子申告ができるようになりました。申告方法の詳細については小牧市ホームページにてご確認ください。



(市民税・県民税申告書ページへのリンク)

〈問い合わせ先・提出先〉 小牧市役所課税課 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地 本庁舎2階  
電話 (0568)72-2101(代表) (0568)76-1182(直通)

※令和7年11月4日から、**市役所(本庁舎等)の開庁時間は、午前9時～午後4時**となりました。

